

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年8月8日(2013.8.8)

【公表番号】特表2012-530825(P2012-530825A)

【公表日】平成24年12月6日(2012.12.6)

【年通号数】公開・登録公報2012-051

【出願番号】特願2012-516660(P2012-516660)

【国際特許分類】

C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 L	7/00	(2006.01)
C 08 K	3/04	(2006.01)
C 08 K	3/36	(2006.01)
C 08 K	3/06	(2006.01)
C 08 K	5/07	(2006.01)
C 08 K	5/098	(2006.01)
C 08 K	5/18	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	9/00
C 08 L	7/00
C 08 K	3/04
C 08 K	3/36
C 08 K	3/06
C 08 K	5/07
C 08 K	5/098
C 08 K	5/18
B 60 C	1/00

Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月18日(2013.6.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも、ジエンエラストマー、補強用充填剤、架橋系、0.2phrと10phrの間の量の酸化防止剤および0.2phrと10phrの間の量のクロム(III)アセチルアセトネットを含むことを特徴とする、ゴム組成物。

【請求項2】

前記ジエンエラストマーが、ポリブタジエン、天然ゴム、合成ポリイソプレン、ブタジエンコポリマー、イソプレンコポリマーおよびこれらのエラストマーの混合物からなる群から選ばれる、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

前記補強用充填剤が、カーボンブラック、無機充填剤、およびそのような充填剤の混合物からなる群から選ばれる、請求項1または2記載の組成物。

【請求項4】

前記補強用充填剤の量が、30phrと150phrの間の量である、請求項1～3のいずれか1

項記載の組成物。

【請求項 5】

前記架橋系が、イオウおよび促進剤をベースとする、請求項1～4のいずれか1項記載の組成物。

【請求項 6】

前記クロムアセチルアセトネットの量が、0.3phrと6phrの間の量である、請求項1～5のいずれか1項記載の組成物。

【請求項 7】

コバルト塩をさらに含む、請求項1～6のいずれか1項記載の組成物。

【請求項 8】

前記コバルト塩が、アビエチン酸塩、アセチルアセトン酸塩、トール油酸塩、ナフテン酸塩、樹脂酸塩、およびこれらの化合物の混合物からなる群から選ばれる、請求項7記載の組成物。

【請求項 9】

前記酸化防止剤が、置換p-フェニレンジアミン、置換ジフェニルアミン、置換トリフェニルアミン、キノリン誘導体、およびそのような化合物の混合物からなる群から選ばれる、請求項1～8のいずれか1項記載の組成物。

【請求項 10】

請求項1～9のいずれか1項記載の組成物を含むタイヤ。